

廃棄物の処理及び清掃に関する法律について

I 法の目的

生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るためには、廃棄物の排出を抑制し、適正に分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理を行うことが必要であり、このために「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）が定められています。

II 廃棄物とは

「廃棄物」とは、占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却できなくなった為に不要になった物をいい、これに該当するか否かは、その①物の性状、②排出の状況、③通常の見取り形態、④取引価値の有無、⑤占有者の意思等を総合的に勘案して判断します。

① 物の性状

- ・利用用途に要求される品質を満足しているか
- ・飛散、流出、悪臭の発生等の生活環境保全上の支障が発生するおそれがないか

② 排出の状況

- ・排出が需給に沿った計画的なものか
- ・排出前や排出時に適切な保管や品質管理がなされているか

③ 通常の見取り形態

- ・製品としての市場が形成されており、廃棄物として処理されている事例が通常は認められない

④ 取引価値の有無

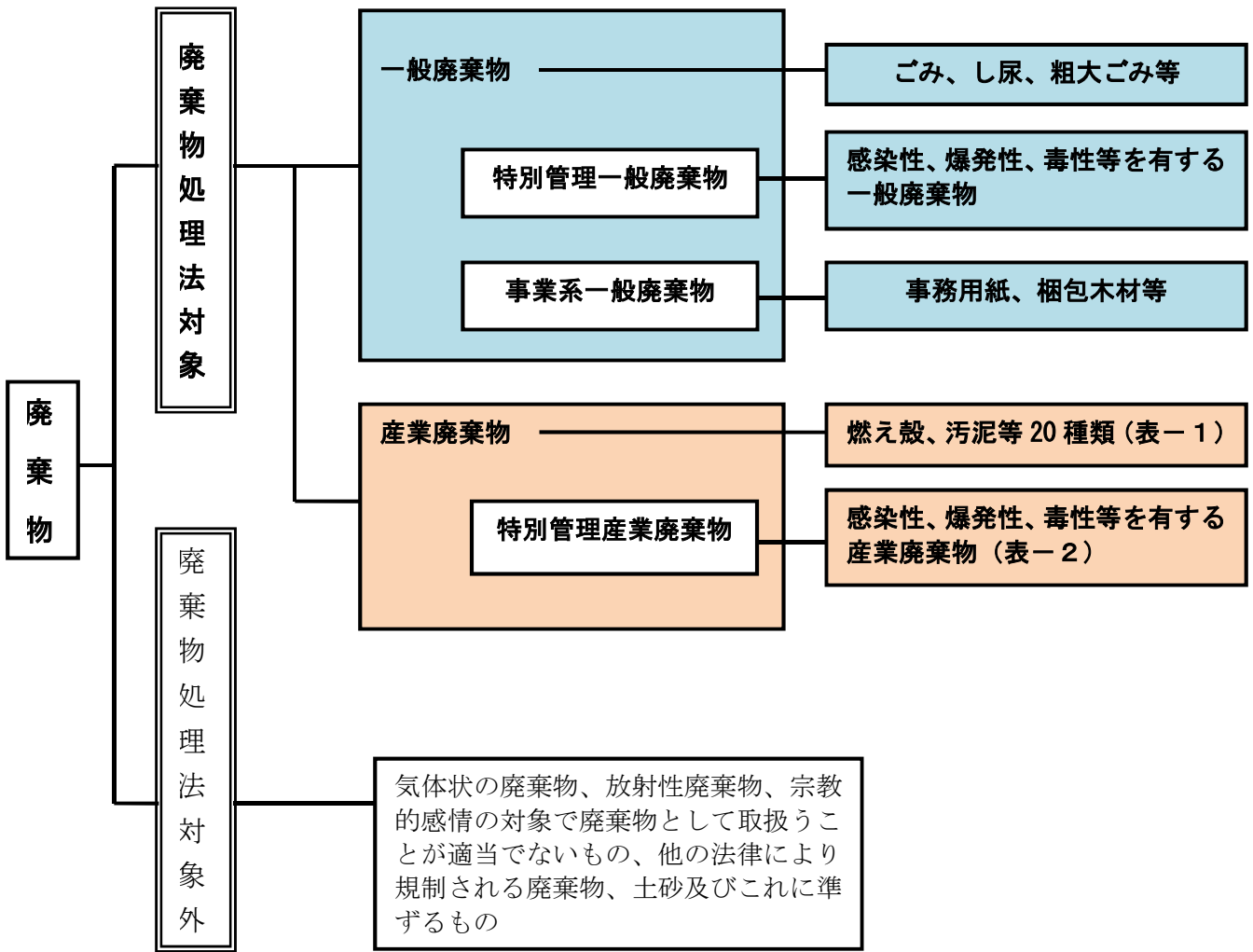
- ・占有者と取引の相手方間で有償譲渡がなされており、なおかつ客観的に見て当該取引に経済的合理性があるか
 - 名目を問わず処理料金に相当する金品の受領がないか
 - 譲渡価格が競合する製品や運送費等の諸経費を勘案しても双方にとって営利活動として合理的な額である
 - 有償譲渡の相手方以外の者に対する有償譲渡の実績がある

⑤ 占有者の意思

- ・客観的要素から社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思として、適切に利用し若しくは他人に有償譲渡する意思が認められるか
- ・放置若しくは処分の意思が認められない

廃棄物は、家庭、工場、工事現場、事務所その他あらゆる所で発生し、その種類、性状もさまざまですが、法では「産業廃棄物」を定義し、それ以外を「一般廃棄物」としています。また、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものをそれぞれ「特別管理産業廃棄物」、「特別管理一般廃棄物」に定めています。

<<< 廃棄物の分類 >>>



Ⅲ 産業廃棄物とは

工業、商業、農業、建設工事など全ての事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、次表に掲げる 20 種類のもので、これ以外のものは一般廃棄物です。

<<< 表-1 産業廃棄物の種類 >>>

種類	具体例
1 燃え殻	石炭がら、コークス灰、重油灰、廃活性炭（不純物が混在すること等により泥状のものは汚泥）、産業廃棄物の焼却残灰、炉内掃出物、煙道等に付着したすす等 ○集じん装置で捕集したものは、「ばいじん」として扱う。
2 汚泥	メッキ汚泥、工場排水等処理汚泥、各種製造業の製造行程で生じる泥状物、ベントナイト汚泥等の建設汚泥、生コン残さ、下水道汚泥、製紙スラッジ、余剰汚泥、中和汚泥、塩水マッド、ケイ藻土かす、凝集沈殿汚泥、炭酸カルシウムかす、クリーニング汚泥、廃イオン交換樹脂（重金属類の無害化処理をしていないもの）
3 廃油	廃潤滑油、廃洗浄油、廃切削油、廃燃料油、廃食用油、廃溶剤（シンナー、アルコール類）、タールピッチ類
4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃硝酸、廃クロム酸、廃塩化鉄、廃有機酸、写真定着廃液、酸洗浄工程その他の酸性廃液、エッチング廃液

種類	具体例
5 廃アルカリ	廃ソーダ液、写真現像廃液、アルカリ洗浄工程その他のアルカリ性廃液、金属せっけん廃液
6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくずなど固形状の合成高分子系化合物、塗料かす（固形状のもの）、廃イオン交換樹脂（重金属類を無害化处理したもの）、廃タイヤ、フィルムシート、接着剤かす
7 紙くず（※）	<p><特定の業種></p> <p>建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、パルプ・紙又は紙加工品製造業、新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの）、出版業（印刷出版を行うもの）、製本業、印刷物加工業より排出される紙、板紙等のくず</p> <p><全業種></p> <p>PCBが塗布され、又は染み込んだもの</p>
8 木くず（※）	<p><特定の業種></p> <p>建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、木材又は木製品製造業、家具製造業、パルプ製造業、輸入木材の卸売業及び物品賃貸業より排出される木材片、おがくず、バーク類</p> <p><全業種></p> <p>PCBが染み込んだもの、物品賃貸業及び貨物の流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。）</p>
9 繊維くず（※）	<p><特定の業種></p> <p>建設業に係るもの（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。）、繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く。）より排出される木綿くず、羊毛くず等の天然繊維くず</p> <p><全業種></p> <p>PCBが染み込んだもの</p>
10 動植物性残さ（※）	<p>食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業において、原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物（醸造かす、発酵かす、ぬか、ふすま、パンくず、おから、コーヒーかす、その他の製造くず、原料かす）</p> <p>○卸小売業、飲食店等から排出される動植物性残さ、厨芥類は、事業系の一般廃棄物に該当する</p>
11 動物系固形不要物（※）	と畜場において処分した獣畜及び食鳥処理場において処理した食鳥に係る固形状の不要物
12 ゴムくず	天然ゴムくず（合成ゴムくずは廃プラスチック類）
13 金属くず	切削くず、研磨くず、空缶、スクラップ
14 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	<p>ガラスくず、耐火レンガくず、陶磁器くず、セメント製品くず、空ビン、ガラス粉、破損ガラス、シボレックスかす</p> <p>○解体工事等により発生するコンクリート片は「がれき類」に該当する</p>
15 鉱さい	鋳物廃砂、スラグ、ノロ、ボタ、不良鉱石、フラックスかす
16 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物（コンクリート・アスファルトの破片等）
17 動物のふん尿（※）	畜産農業から排出される牛、豚等のふん尿

種類	具体例
18 動物の死体（※）	畜産農業から排出される牛、豚等の死体
19 ばいじん（ダスト類）	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設、汚泥・廃油・廃酸・廃アルカリ・廃プラスチック類等の焼却施設において発生するばいじんであって集じん施設（乾式、湿式）によって捕集したもの
20 処分するために処理したもの（政令第2条第13号廃棄物）	1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらの産業廃棄物に該当しないもの（コンクリート固化物等）

（注）（※）は、具体例の欄の業種の事業所から排出されるものに限定される。

「混合物」：『液状の廃合成塗料は廃油と廃プラスチック類の混合物』と定義されるように、廃棄物によっては、単一の種類の産業廃棄物として分類できず、いくつかの種類の産業廃棄物の混合物とされるものもある。

IV 特別管理産業廃棄物とは

産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有する次のものを特別管理産業廃棄物として、普通の産業廃棄物と区別しています。

<<< 特別管理産業廃棄物の種類 >>>

種類	具体例
1 廃油	燃焼しやすいもの（揮発油類、灯油類、軽油類）で引火点が70℃未満のもの
2 廃酸	著しい腐食性を有するもの（pH2以下のもの）
3 廃アルカリ	著しい腐食性を有するもの（pH12.5以上のもの）
4 感染性産業廃棄物	医療機関等から排出される血液、使用済み注射針などの感染性病原体を含む、又はそのおそれのある産業廃棄物
5 特定有害産業廃棄物	
廃PCB	廃PCB（原液）及びPCBを含む廃油
PCB汚染物	①PCBが塗布され、若しくは染み込んだ紙くず ②PCBが染み込んだ木くず、繊維くず ③PCBが付着又は封入された廃プラスチック類、金属くず ④PCBが付着した陶磁器くず及びがれき類
PCB処理物	廃PCB等又はPCB汚染物を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準の値を超えるもの）
廃水銀等	①水銀使用製品の製造施設、試験研究機関等から排出される廃水銀又は廃水銀化合物 ②水銀若しくはその化合物が含まれている物（一般廃棄物を除く。）又は水銀使用製品が産業廃棄物となったものから回収した廃水銀
廃水銀等を処分するために処理したもの	廃水銀等を処分するために処理したもの（環境省令で定める基準に適合しないもの）※1
廃石綿等	①建築物から除去した飛散性の吹き付け石綿、石綿含有保温材及びその除去工事から排出されるプラスチックシート等 ②大気汚染防止法の特定粉じん発生施設において生じたものであって、集じん装置で集められた飛散性の石綿等
重金属類等を含む産業廃棄物	「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準（総理府令）」の値を超える有害物質を含むもの※2
ダイオキシン類を含む産業廃棄物	「ダイオキシン類を含む産業廃棄物に係る基準（環境省令）」の値を超えるダイオキシン類を含むもの※3

※1 廃水銀等を処分するために処理したものに係る判定基準
水銀の精製設備を用いて行われる精製に伴って生じた残さであること。

※2 (特別管理産業廃棄物に関する基準)

金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準

	ばいじん、燃え殻、汚泥、鉍さい、これらの処理物(廃酸、廃アルカリ以外) (溶出 mg/L)	廃酸、 廃アルカリ (含有 mg/L)	廃油	PCB処理物 (PCB含有等)
アルキル水銀	検出されないこと	検出されないこと	廃溶剤であって、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジメチルを含むもの。	①廃油 0.5 mg/kg ②廃酸、廃アルカリ 0.03 mg/L ③廃プラスチック類、金属くず付着又は封入していないこと※ ④陶磁器くず付着していないこと※ ⑤その他 (検液として) 0.003 mg/L ※注 洗浄液 0.5 mg/kg 拭き取り物 0.1 μg/100cm ² 切り取り物 0.01 mg/kg (値以下であるものは付着、封入していないと判定される。)
総水銀	0.005	0.05		
カドミウム	0.09	0.3		
鉛	0.3	1		
有機リン	1	1		
六価クロム	1.5	5		
砒素	0.3	1		
シアン	1	1		
PCB	0.003	0.03		
トリクロエチレン	0.3	3		
テトラクロエチレン	0.1	1		
ジクロロメタン	0.2	2		
四塩化炭素	0.02	0.2		
1,2-ジクロロエタン	0.04	0.4		
1,1-ジクロロエチレン	1	10		
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4	4		
1,1,1-トリクロロエタン	3	30		
1,1,2-トリクロロエタン	0.06	0.6		
1,3-ジクロロプロペン	0.02	0.2		
チウラム	0.06	0.6		
シマジン	0.03	0.3		
チオベンカルブ	0.2	2		
ベンゼン	0.1	1		
セレン	0.3	1		
1,4-ジメチル	0.5	5		

(注) 対象施設：政令別表第3に掲げるもの「金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める総理府令」(昭和48年2月17日、総理府令第5号)

※3 ダイオキシン類を含む産業廃棄物に係る判定基準

	焼却炉から排出されるばいじん、燃え殻 (含有 ng - TEQ/g)	焼却炉から排出される汚泥及びばいじん等や汚泥を処分するために処理したもの(含有 ng - TEQ/g)
ダイオキシン類	3	3

(注) 対象施設：ダイオキシン類対策特別措置法に規定する焼却炉「廃棄物処理法施行規則第1条の2第9項」

V 処理業の許可制度

1 許可の種類

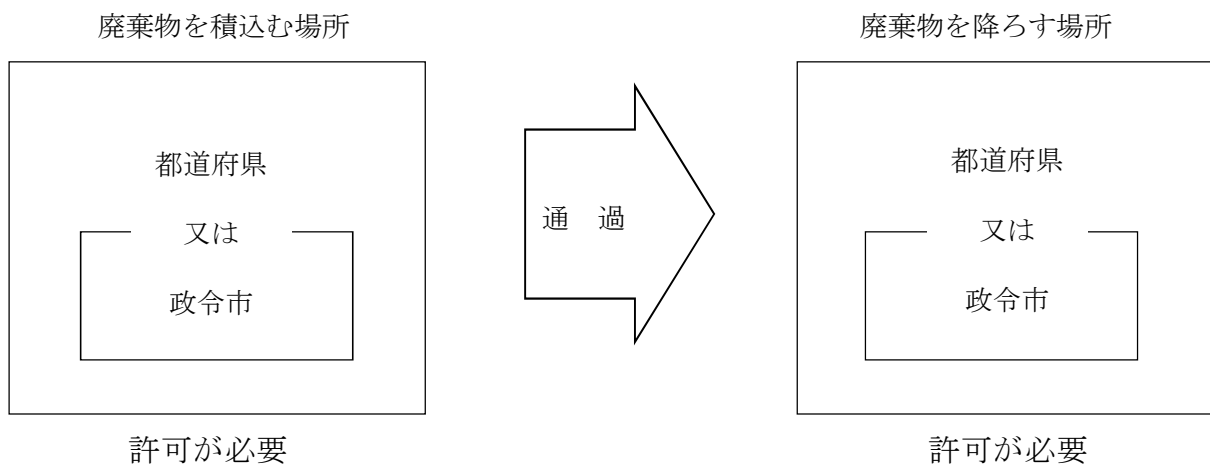
産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物に関する許可を事業の範囲別に区分すると次表のとおりです。最終的には8業種に分類できます。

①	産業廃棄物	収集運搬業	積替え・保管を含まない
②			積替え・保管を含む
③		処分業	中間処理業
④			最終処分業（埋立処分）
⑤	特別管理産業廃棄物	収集運搬業	積替え・保管を含まない
⑥			積替え・保管を含む
⑦		処分業	中間処理業
⑧			最終処分業（埋立処分）

処理業を行うには、事業の目的にあった許可を取得する必要があります。例えば、特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可だけでは産業廃棄物の収集運搬はできません。また、産業廃棄物処分業の許可だけでは特別管理産業廃棄物の処分はできませんし、産業廃棄物の収集運搬もできません。

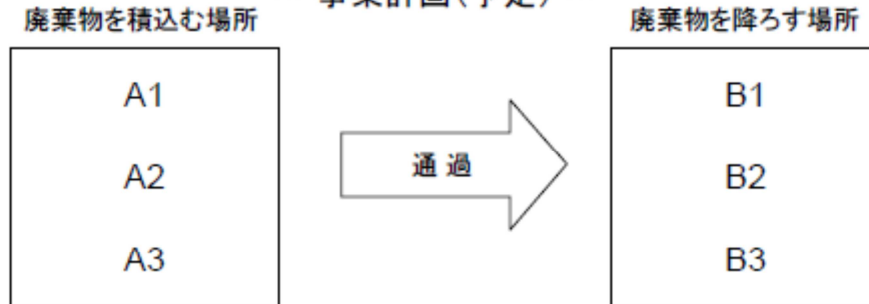
2 許可が必要な場合

- (1) 県内において産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集運搬又は処分を事業として行う場合は、兵庫県知事もしくは政令市（神戸市・姫路市・尼崎市・西宮市）長の許可を受けなければなりません。
- (2) 県内から県外へ、又は県外から県内へ運搬する場合には、兵庫県知事もしくは政令市長の許可と搬入地又は搬出地の都道府県知事（政令市の場合は市長）の許可が必要です。
- (3) 県と政令市両方で事業を行う場合には県知事許可のみで業を行なうことができる場合があります。



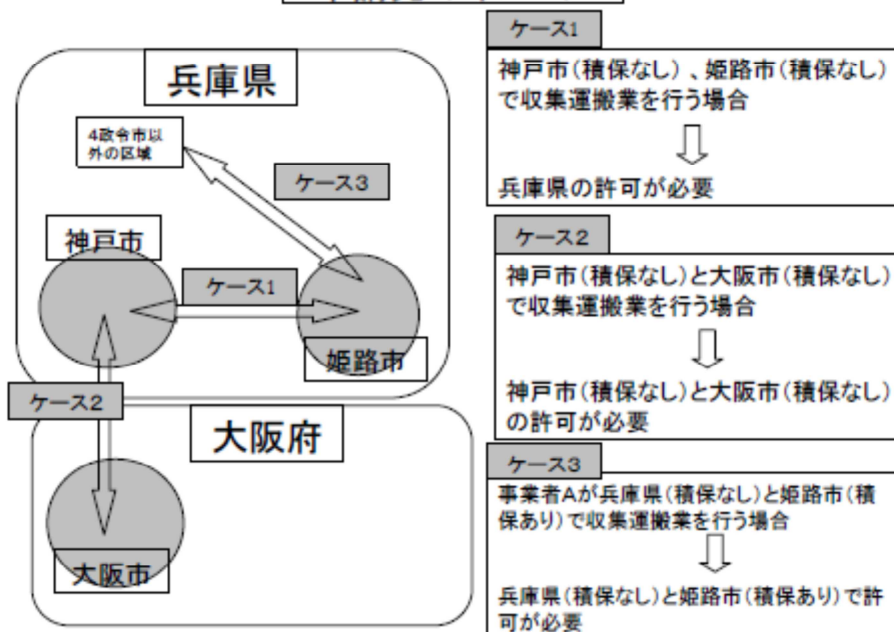
産業廃棄物収集運搬業(積替え保管を含まない)の許可申請先について

～ 事業計画(予定)～



- 1 A、Bいずれも兵庫県以外の場合
⇒ この場合は、兵庫県に産業廃棄物収集運搬業の許可は不要です。
(単に通過する場合は許可が不要です。)
- 2 A、Bのいずれかが兵庫県内の場合
 - ア. その予定場所は、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市のいずれか1つのみである。
⇒ 他府県の許可と該当する市の許可が必要です。
 - イ. その予定場所は複数の市に該当する。
⇒ この場合は、他府県の許可と兵庫県の許可が必要となります。
- 3 A、Bともに兵庫県内の場合
 - ア. その予定場所は、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市のいずれか1つのみである。
⇒ この場合は、該当する市の許可が必要です。
 - イ. その予定場所は複数の市に該当する。
⇒ この場合は、兵庫県の許可が必要です。

申請先のイメージ



ただし、次の場合は許可を受ける必要はありません。

- ① 排出事業者（建設工事等の場合は元請け業者）が自ら適切に、その産業廃棄物を運搬又は処分する場合
- ② もっぱら再生利用の目的となる産業廃棄物（古紙、くず鉄（古銅等を含む）、あきびん類、古繊維で、特別管理産業廃棄物を除く。）のみの収集運搬又は処分を事業として行う場合
- ③ 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の規定により、国土交通大臣の許可を受けて廃油処理事業を行う場合
- ④ 再生利用されることが確実であると兵庫県知事が認めた産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。）のみの収集運搬又は処分を業として行う者であって、兵庫県知事の指定を受けているもの
- ⑤ 県域では産業廃棄物の積み卸しを伴わず、県域内を単に通過する場合
- ⑥ 廃棄物処理法第15条の4の3第1項に規定する環境大臣の認定を受けた者が、当該認定に係る産業廃棄物の収集運搬又は処分を業として行う場合
- ⑦ その他法令に定める場合

(メモ)